

名古屋港管理組合公報

令和6年5月15日
(水曜日)
第107号

目次

○港湾施設の変更	1
○情報公開制度の運用状況	3
○個人情報保護制度の運用状況	4
○出資法人等及び指定管理者の情報公開制度の運用状況	5
○個人情報保護制度の運用状況	6

告 示

名古屋港管理組合告示第24号

次の港湾施設は、令和6年4月22日から停止面積を変更した。
令和6年5月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

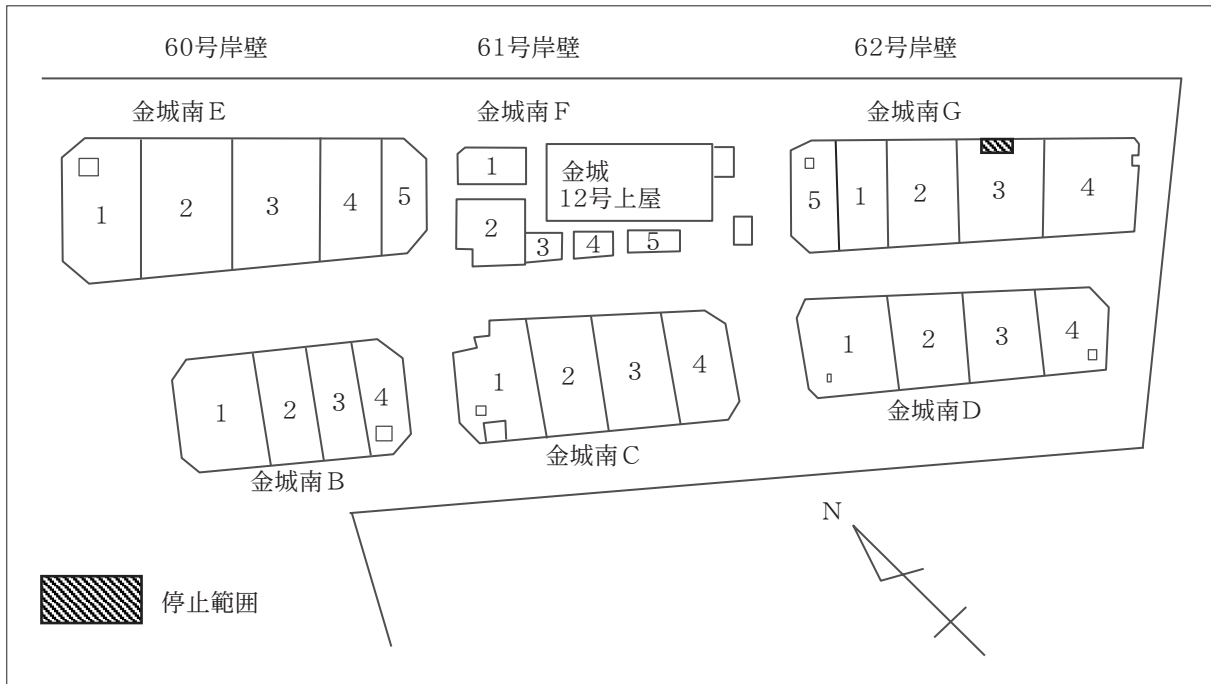
施設の種類 荷さばき地
変更前
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭南部G荷さばき地 (金城南G)	1 ^級	62号岸壁隣接	2,389 ^{平方メートル}	区画3

変更後
区画を定めた荷さばき地

名 称 (括弧内は、その略称)	等級	位 置	面 積	区 画
金城ふ頭南部G荷さばき地 (金城南G)	1 ^級	62号岸壁隣接	30 ^{平方メートル}	図による

図 (金城ふ頭南部B～G荷さばき地)



備考

- 1 数字は、区画の名称を示す。
- 2 金城南Bの区画の面積は、1は2,573平方メートル、2は2,820平方メートル、3は1,448平方メートル、4は1,427平方メートルである。
- 3 金城南Cの区画の面積は、1は2,614平方メートル、2は2,730平方メートル、3は2,741平方メートル、4は2,794平方メートル、5は60(細分単位は30)平方メートルである。
- 4 金城南Dの区画の面積は、1は3,205平方メートル、2は2,106平方メートル、3は2,108平方メートル、4は1,957平方メートルである。
- 5 金城南Eの区画の面積は、1は3,859平方メートル、2は3,789平方メートル、3は3,634平方メートル、4は1,763平方メートル、5は1,701平方メートルである。
- 6 金城南Fの区画の面積は、1は688平方メートル、2は1,127平方メートル、3は257平方メートル、4は325平方メートル、5は263平方メートルである。
- 7 金城南Gの区画の面積は、1は1,585平方メートル、2は2,323平方メートル、3は2,389平方メートル(30平方メートル停止)、4は1,984平方メートル、5は1,585平方メートルである。

公 告

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合情報公開条例（平成12年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）第25条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における情報公開制度の運用状況を次のように公表する。

令和6年5月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

1 行政文書の開示の実施状況

実施機関	義務開示				任意開示			
	請求件数	決定内容			申出件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示		開示	一部開示	不開示
管 理 者	135 <small>件</small>	134 <small>件</small>	1 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>	0 <small>件</small>
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	135	134	1	0	0	0	0	0

備考

- 1 義務開示とは、条例に基づき実施機関が義務として行うものをいう。
- 2 任意開示とは、条例附則第3項に規定するものをいう。

2 不服申立ての状況

なし

名古屋港管理組合公告

個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年名古屋港管理組合条例第2号。以下「条例」という。）第10条第2項の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における個人情報保護制度の運用状況を次のように公表する。

令和6年5月15日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

1 個人情報ファイル簿の届出状況

実施機関	届出件数
管理者	4 ^件
監査委員	0
合計	4

2 自己情報の開示請求の状況

実施機関	請求書による請求				口頭による請求			
	請求件数	決定内容			請求件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示		開示	一部開示	不開示
管理者	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	3 ^件	3 ^件	0 ^件	0 ^件
監査委員	0	0	0	0	—	—	—	—
合計	0	0	0	0	3	3	0	0

備考 口頭による請求とは、条例第5条第1項の規定等に基づく開示請求をいう。

3 自己情報の訂正請求の状況

なし

4 自己情報の利用停止請求の状況

なし

5 審査請求の状況

なし

名古屋港管理組合公告

名古屋港管理組合情報公開条例（平成12年名古屋港管理組合条例第7号。以下「条例」という。）第27条及び第28条の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における出資法人等及び指定管理者の情報公開制度の運用状況を次のように公表する。

令和6年5月15日

名古屋港管理組合管理者

愛知県知事 大村 秀章

1 開示の実施状況

(1) 出資法人等

出資法人等	開示申出件数	決 定 内 容			合 計
		開 示	一部開示	不開示	
公益財団法人 名古屋みなと振興財団	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件
公益財団法人 名古屋港緑地保全協会	0	0	0	0	0
名古屋港埠頭株式会社	0	0	0	0	0
名古屋港鉄鋼埠頭株式会社	0	0	0	0	0
名古屋臨海鉄道株式会社	0	0	0	0	0
名古屋四日市国際港湾株式会社	0	0	0	0	0

備考

出資法人等とは、本組合が出資する法人その他本組合が財政的援助等を与える法人等のうち、平成25年名古屋港管理組合告示第7号で指定したものをいう。

(2) 指定管理者

指定管理者	開示申出件数	決 定 内 容			合 計
		開 示	一部開示	不開示	
公益財団法人 名古屋みなと振興財団	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件	0 ^件
公益財団法人 名古屋港緑地保全協会	0	0	0	0	0
名管本庁舎PFI株式会社	0	0	0	0	0
株式会社日誠	0	0	0	0	0
株式会社ウッドフレンズ	0	0	0	0	0
新舞子ポートパーク運営共同企業体	0	0	0	0	0

2 異議の申出の状況

なし

議 会 事 項

名古屋港管理組合議会公告

名古屋港管理組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和5年名古屋港管理組合議会条例第1号。以下「条例」という。）第53条の規定に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間における個人情報保護制度の運用状況を次のように公表する。

令和6年5月15日

名古屋港管理組合議会
議長 中田 ちづこ

1 個人情報ファイル簿の届出状況

実施機関	届出件数
議 会	0 件

2 自己情報の開示請求の状況

実施機関	請求書による請求				口頭による請求			
	請求件数	決定内容			請求件数	決定内容		
		開示	一部開示	不開示		開示	一部開示	不開示
議 会	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	

備考 口頭による請求とは、条例第13条第1項の規定等に基づく開示請求をいう。

3 自己情報の訂正請求の状況

なし

4 自己情報の利用停止請求の状況

なし

5 審査請求の状況

なし

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合